

陳 情 書 等

件 名

情報公開制度及び公文書管理の改善を求める陳情
書

宇治市議会議長 様

前田 清宣

情報公開制度及び公文書管理の改善を求める陳情書

陳情の趣旨

宇治市情報公開制度及び公文書管理の適正な運用について調査を行い、必要な改善措置を講じられるよう陳情します。

陳情の理由

私は情報公開請求に対する不存在決定について審査請求を行いましたが、令和8年7月17日付け裁決書（8宇都交通第51号）により棄却されました。

しかし、この裁決書では、「通常、指定管理者への指導については記録すべき」と認めながら、「担当者に記録すべき認識がなかったため記録は存在しない」との理由で不存在決定を適法としています。（別添：抜粋）

このような判断は、市民から見れば、
適正な文書管理が行われているのか。
指定管理者への監督が適切に記録されているのか。
情報公開制度が実効性をもって運用されているのか。
との疑問を生じさせるものです。

近年、行政運営においては説明責任及び公文書管理の重要性が一層高まっています。それにもかかわらず、「通常記録すべき」と認められる事項について記録が存在しないという状況は、市政の透明性及び市民の信頼確保の観点から検証が必要であると考えます。

陳情事項

- ・裁決書（8宇都交通第51号）の内容を踏まえ、公文書管理の実態を調査すること。
- ・指定管理者への指導・報告について、記録作成及び保存を徹底するよう求めること。
- ・情報公開請求における「不存在決定」の運用状況について検証すること。
- ・電子メールその他の電子記録を含めた文書管理体制の改善を図ること。

情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、市政の透明性及び公正性を確保するための重要な制度です。

また、指定管理者制度は、市民から預かった公の施設を適正に管理運営するため、市と指定管理者との信頼関係及び適切な監督の上に成り立つ制度です。

市議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解いただき、宇治市行政に対する市民の信頼回復のため、必要な調査及び改善に向けたご対応をお願い申し上げます。

以上

（別添）

令和8年7月17日付け裁決書（8宇都交通第51号）抜粋